

豊田市私立幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により豊田市内に設置する私立幼保連携型認定こども園の運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、私立幼保連携型認定こども園の運営に要する経費を補助することにより、当該認定こども園の職員の処遇向上、施設の運営改善及び教育・保育内容の充実を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、豊田市内において私立幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人又は学校法人とする。

(補助金額等)

第4条 補助金の基準額及び使途は、別表に定めるところによる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、豊田市私立幼保連携型認定こども園運営費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定通知)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請があり、その内容を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、豊田市私立幼保連携型認定こども園運営費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定をする場合は、市長は補助金交付の目的を達成するために必要と認めたときは、条件を付することができる。

(交付の除外要件)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、第5条の規定により補助金の交付の申請をした者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組

織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（計画変更）

第8条 補助事業者が、補助事業の内容を変更（廃止及び中止を含む。）しようとするときは、豊田市私立幼保連携型認定こども園運営費補助金計画変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適切と認めたときは、第6条第1項による決定を変更することができる。

（変更決定通知）

第9条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、豊田市私立幼保連携型認定こども園運営費補助金変更決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第10条 市長は、補助事業等を適正に執行させるため、必要に応じ補助事業者に補助事業等の執行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。）したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、豊田市私立幼保連携型認定こども園運営費補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定及び交付）

第12条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市私立幼保連携型認定こども園運営費補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- 2 市長が特に必要と認めたときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払することができる。
- 3 補助事業が完了した場合において、当該補助事業の実施に要した経費の実績額（以下「実績額」という。）が補助金交付決定額に満たなかったときは、補助金の額は実績額の範囲内とする。ただし、別表の1人件費補助については別に定める。

(交付の制限)

第13条 補助事業に要するすべての経費を子ども・子育て支援法第27条及び附則第9条に規定する施設型給付費（以下、単に「施設型給付費」という。）で充当できるときは、補助金は交付しない。

(補助額の調整)

第13条の2 補助事業者が設置する私立幼保連携型認定こども園における開所時間は、月曜日から土曜日の午前7時30分から午後7時までを原則とし、園の都合により開所時間を短縮する場合、別に定めるとおり人件費補助額を調整する。

(検査等)

第14条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対して、補助事業に関し必要な検査をすることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに遅くとも補助事業完了年月日の属する年度の翌々年度5月30日までに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整理保存)

第16条 補助事業者は、補助金に係る収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を事業の完了の翌年度から5年間整理保存しなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第17条 市長は、補助事業者が規則若しくはこの要綱の規定、補助金の交付の決定に付した条件、又は市長の指示に違反したときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表

補助金の基準額	補助金の使途
1 人件費・管理費補助 (1) 次に掲げるアからエまでを合算した額からオの額を控除した額 ア 規模別単価により算出した額 イ 児童年齢別単価により算出した額 ウ 臨時職員加算単価により算出した額 エ 規模別及び児童年齢別単価に対する補正額 オ 年間に支払われた施設型給付費のうちの人件費分 (2) 次に掲げるア及びイを合算した額 ア 事業実施年度基本分単価中基本分管理費単価の60%（一体的な運用が物理的に困難な場合は70%）の額×年度初日在籍入所児童数×12月 イ 年間延べ在籍乳児数※×400円（※毎月初日在籍乳児数の年間計）	正規職員の給与及び臨時職員の賃金等並びにこれらに対する社会保険料等の事業主負担金 庁費等施設の管理に要する経費
2 産休・病休代替職員設置費補助 次に掲げるア及びイを合算した額 ア 別に定める産休・病休代替職員雇用に係る賃金及び通勤費 イ 産休・病休代替職員に係る社会保険料等事業主負担金	産休・病休代替職員の雇用に要する賃金、通勤費及び社会保険料等事業主負担金
3 嘱託医等報酬補助 次に掲げるアからエまでを合算した額 ア 基本額 内科医・歯科医・薬剤師それぞれ豊田市の定める報酬・医務委託料基準額 イ 管理料 内科医・歯科医・薬剤師それぞれ豊田市の定める報酬・医務委託料基準額 ウ 人頭割 内科医・歯科医それぞれ豊田市の定める報酬・医務委託料基準額×検診延児童数 エ 看護委託料 豊田市の定める報酬・医務委託料基準額	内科医、歯科医及び薬剤師の報酬に要する経費

4 用地等賃借料補助 (1) 園児の送迎及び職員の通勤に必要となる駐車場用地を賃借する場合の賃貸料 別に定める補助対象部分の賃貸料の額と前年度固定資産税課税標準額の100分の4の額のいずれか少ない方の4分の3以内の額 (2) 施設の改築等により必要となる仮設施設を設置するための用地を賃借する場合の賃借料 前年度固定資産税課税標準額の100分の4の額と賃借に係る実支出額のいずれか少ない方の4分の3以内の額	(1) 送迎・通勤のための駐車場用地を賃借する場合の賃借に要する経費 (2) 仮設施設用地を賃借する場合の賃借に要する経費
5 休日保育事業費補助 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。）別表第2における認定こども園（保育認定）の表に定める休日保育加算の休日保育年間延べ利用子ども数ごとの額	休日保育事業に要する経費
6 一時預かり事業費補助 国要綱「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の別紙に定める「一時預かり事業」で示される第3欄に定める額	一時預かり事業に要する経費
7 警備員設置費補助 次に掲げるアからウを合算した額 ア 人件費 市基準額により求める警備員人件費の額 イ 諸経費 アで算出した額の10%の額 ウ 消費税及び地方消費税相当額 ア及びイにかかる消費税及び地方消費税相当額	警備員設置に要する経費

備考 実施に関しては、豊田市私立幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要領に定める。